

青森県浄化槽法関係業務専門員の募集

令和8年1月28日
青森県むつ環境管理事務所

1 募集期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月10日（火）

2 職務内容及び勤務条件

（1）職務内容

- 浄化槽法関係事務に関すること
- 青森県浄化槽保守点検業者登録条例関係事務に関すること
- 浄化槽台帳システムデータ入力等業務に関すること
- その他青森県むつ環境管理事務所長が必要と認める事項に関すること

（2）勤務条件

- 職　　名　　青森県浄化槽法関係業務専門員（パートタイム会計年度任用職員）
○ 採用期間　　令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
　　ただし、採用となった青森県環境管理専門員の業務が翌年度以降も継続し、かつ勤務成績が良好で本人の希望があれば、令和9年4月1日から令和11年3月31日まで1年間ずつ青森県浄化槽法関係業務専門員として任用されます。
 - 給与等　　月額 149,900円
　　（支給要件に応じて通勤費分費用弁償、期末手当等が支給されます。退職手当等は支給されません。）
 - 条件付採用　　1か月の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。
 - 勤務日　　日曜日、土曜日及び休日（祝日及び12月29日から1月3日までをいう。）を除く日のうち、1週間につき29時間を超えない範囲内において青森県むつ環境管理事務所長が定める日
 - 勤務時間等　　1週間につき29時間を超えない範囲内において青森県むつ環境管理事務所長が定める時間
　　（例）8時30分から16時45分まで（週4日勤務）
　　（休憩時間：12時00分から13時00分まで）
 - 休　　暇　　年次有給休暇（20日／年）ほか
 - 社会保険　　雇用保険法、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法（医療保険）の被保険者となります。
 - そ　の　他　　原則として正職員と同じく地方公務員法が適用されます。
- ※ 上記の勤務条件については、条例等の改正に伴い、変更される場合があります。

3 採用予定人員等

- 採用予定人員　　1名
- 勤務場所　　青森県むつ環境管理事務所
　　（むつ市中央一丁目1-8 青森県むつ合同庁舎新館1F）

4 応募資格等

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
- (2) ホームページの閲覧や電子メールの利用、パソコンでの文章作成等の能力を有していること。

※ 過去に県（知事部局）、教育委員会、病院局等で勤務したことがある方も受験できます。

5 選考日時及び場所

選 考	選考試験日等	試 験 会 場	結果発表日（予定）
第1次選考	書類選考	—	令和8年2月19日 (木)
第2次選考	令和8年2月27日 (金)	青森県むつ合同庁舎 (むつ市中央一丁目1-8)	令和8年3月5日 (木)

6 選考方法及び内容

選 考	方 法	内 容
第1次選考	書類選考	応募書類から本人の意欲・能力の適格性を評価し、合格者を選考します。
第2次選考	面接試験	主として人物について、個別面接により試験を行います。 (第1次選考合格者のみ)

7 応募手続

提出書類	履歴書（写真を貼付してください。） ※試験終了後の応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承願います。	
申込方法	直接持参する場合	上記の提出書類を下記の申込先に提出してください。
	郵送する場合	封筒の表に「青森県浄化槽法関係業務専門員申込」と朱書し、上記の提出書類を下記の申込先へ送付してください。
申込先	青森県むつ環境管理事務所 「青森県浄化槽法関係業務専門員」募集担当 〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 青森県むつ合同庁舎新館1F	
受付期間	令和8年1月28日（水）～令和8年2月10日（火）【必着】 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。また、切手の料金が不足している場合も受け付けませんので、投函にあたっては注意してください。	

8 結果発表

(1) 第1次選考

選考結果は、応募者全員に対して書面により通知します。

第1次選考合格者に対しては、第2次選考の面接試験の日時・場所を電話等で連絡します。

(2) 第2次選考

選考結果は、面接試験受験者全員に対して書面により通知します。

9 注意事項

- 応募書類の記載事項に虚偽の申告があると、合格が取り消される場合があります。
- 第2次選考合格者に対しては、採用に当たっての健康診断書の提出について通知します。
※ 健康診断の結果、勤務に支障を生じると認められる場合は採用されないこともあります。

10 問い合わせ先

青森県むつ環境管理事務所「青森県浄化槽法関係業務専門員」募集担当

電話 0175-33-1900